

## 核融合科学研究所公式 SNS 運用要項

制 定 平成 28 年 6 月 8 日 所長決定  
最終改正 令和 6 年 2 月 13 日

(趣旨)

第 1 この要項は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の SNS のアカウント（以下「研究所公式 SNS」という。）の運用について、研究所情報セキュリティポリシー、研究所ホームページ運用要項等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 研究所公式 SNS は、研究所の業務、取組み、行事の更新情報等を発信することを通じ、広く利用者から研究所の理解を得るとともに、利用者の利便性を高めることを目的とする。

2 研究所公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等を行わず、意見・問い合わせについては、研究所ホームページ内の「お問い合わせ」において受け付けるものとする。

(運用方法)

第 3 研究所公式 SNS は、研究所広報室が、次に掲げる情報を発信することにより運用されるものとする。

- (1) 研究所ホームページの掲載内容（報道資料等）
- (2) 研究所公式 SNS に関する情報
- (3) その他研究所の行事等に関する情報

(免責事項)

第 4 研究所は、次に掲げる事項について、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 利用者が研究所公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為
- (2) 利用者により投稿された研究所公式 SNS に対する、「コメント」等
- (3) 研究所公式 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間で発生したトラブルや紛争等

(著作権)

第 5 コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属する。ただし、利用者が研究所公式 SNS に投稿を行った場合、利用者は研究所に対しその投稿された内容を広く無償で使用する権利を許諾し、かつ、研究所に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。

(投稿の削除等)

第 6 利用者から投稿された内容が、次のいずれかに該当するときは、研究所は予告なく投稿の削除又は当該利用者アカウントのブロック等の措置を行うことができるものとする。

- (1) 法律，法令等に違反する内容，または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治，宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権，商標権，肖像権など研究所または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告，宣伝，勧誘，営業活動，その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長するもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他の利用者，第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 研究所の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 研究所の発信する内容に関係ないもの
- (15) その他，研究所が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等  
(出所の明示)

第7 研究所公式 SNS の内容について，私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き，研究所に無断で転載等してはならない。引用等を行うときは，適宜の方法により，出所を明示するものとする。

(運用方針の周知)

第8 本方針の内容は，研究所ホームページに掲載し，周知するものとする。

(その他)

第9 総合研究大学院大学先端学術院核融合科学コースの SNS のアカウント（以下「総研大核融合科学コース公式 SNS」という。）についても，本要項に準じて運用するものとする。

2 総研大核融合科学コース公式 SNS は，総合研究大学院大学先端学術院核融合科学コース広報委員会が運用する。

附 記

この運用方針は，平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は，令和6年2月13日から実施する。